

令和5年 第2回臨時会

# 高山村議会会議録

令和5年5月10日 開会

令和5年5月10日 閉会

高山村議会

## 令和5年第2回高山村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (5月10日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○臨時議長の紹介	3
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○議長選挙について	5
○議長就任挨拶	5
○日程の追加	6
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○副議長選挙について	7
○副議長就任挨拶	8
○常任委員会委員の選任について	8
○議会運営委員会委員の選任について	9
○議会広報編集特別委員会の設置について	10
○議会広報編集特別委員会委員の選任について	10
○吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙について	11
○吾妻環境施設組合議会議員の選挙について	12
○同意第1号の上程、説明、選挙	13
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15

○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 8
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 0
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について……………	2 2
○議員派遣について……………	2 2
○閉会の宣告……………	2 3
○署名議員……………	2 5

令和5年5月10日（水曜日）

（第1号）

## 令和5年第2回高山村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和5年5月10日（水）午前10時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長選挙について

### 議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について

日程第 5 選任第 1号 常任委員会委員の選任について

日程第 6 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 発議第 1号 議会広報編集特別委員会の設置について

日程第 8 選任第 3号 議会広報編集特別委員会委員の選任について

日程第 9 選挙第 3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙について

日程第10 選挙第 4号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について

日程第11 同意第 1号 高山村監査委員の選任について

日程第12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）

日程第13 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第14 議案第 1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第1号）

日程第15 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

日程第16 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

---

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（小池正浩君） おはようございます。議会事務局長の小池です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の平形富二夫議員をご紹介します。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（平形富二夫君） ただいま紹介されました平形富二夫です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

---

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○臨時議長（平形富二夫君） ただいまから令和5年第2回高山村議会臨時会を開会します。

---

◎村長挨拶

○臨時議長（平形富二夫君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 令和5年第2回高山村議会臨時会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

議会議員皆様におかれましては、去る4月23日に執行されました高山村議会議員選挙でのご当選、誠にありがとうございます。ご自身の信念と地域や村民の皆様に対する献身的な取

組によるものと、村民を代表いたしまして心からお祝いを申し上げます。

さて、議会と執行部は村政を支える車の両輪によく例えられますが、必ずしも常に同一歩調ということではありません。しかし、高山村を愛し、よりよい村にするという気持ちは常に一緒でございます。それぞれの立場より議論を尽くし、共に歩みを進め、住民福祉の向上と高山村の発展のためにご尽力いただきますことを心から願うものでございます。私自身も所信を忘れることなく、皆様方と共に手を携え、村民福祉の向上の発展に全力を尽くしてまいる決意でございます。

さて、本臨時会では、議会構成がなされるわけでございますが、執行部からの提出議案は、同意案件が1件、承認が2件、議案が1件となっておりますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

結びに当たり、議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍をいただくことをご期待申し上げるとともに、山積する諸課題に対して誠心誠意取り組んでまいる所存でございますので、大所高所からのご指導とご鞭撻、またご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、議会招集の挨拶といたします。

○臨時議長（平形富二夫君） 村長、ありがとうございました。

---

#### ◎開議の宣告

○臨時議長（平形富二夫君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（平形富二夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---



◎議長選挙について

○臨時議長（平形富二夫君） 日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（平形富二夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（平形富二夫君） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定をいたしました。

議長に、山口英司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名した山口英司議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（平形富二夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した山口英司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された山口英司議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

---

◎議長就任挨拶

○臨時議長（平形富二夫君） 山口英司議員、当選の挨拶をお願いいたします。

山口英司議員。

○議長（山口英司君） 議長からの指名を受けましたので、一言皆様にご挨拶をいたします。

高山村議会議員改選後の初議会において、議長の大役を仰せつかることは、誠に身に余る光栄であるとともに、責任の重大さを痛感いたしております。

議会と執行部は、共に真摯な議論により切磋琢磨して、村民生活向上のために努めていか

なければなりません。安心安全な高山村、100年先までも続く持続可能な高山づくりのため、議員各位の賛同、協力を得ながら、村政に誠心誠意取り組んでまいります。

もとより浅学非才の私ですが、高山村のさらなる発展のため、たゆまず努力してまいり所存です。村民皆様のご指導、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（平形富二夫君） 以上で臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

山口英司議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長離席、山口議長着席〕

---

#### ◎日程の追加

○議長（山口英司君） それでは、議会運営に当たらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りします。お手元に配付してございます議事日程第1号の追加1を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第1号の追加1を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議席の指定

○議長（山口英司君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山口英司君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、渡邊裕治議員及び2番、平形玉緒議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（山口英司君） 追加日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

---

### ◎副議長選挙について

○議長（山口英司君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、後藤明宏議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました後藤明宏議員を副議長の当選人と定めること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました後藤明宏議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された後藤明宏議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

---

#### ◎副議長就任挨拶

○議長（山口英司君） 後藤明宏議員、当選の挨拶をお願いします。

○副議長（後藤明宏君） 議長より、ただいま紹介いただきました後藤明宏です。

今回、副議長ということで、皆様にお世話になるわけですがけれども、執行部と議会の皆様と、今後、議会運営について一生懸命頑張りたいと思います。何とか皆様のご協力を得まして、議会運営について前に進んでいきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

---

#### ◎常任委員会委員の選任について

○議長（山口英司君） 追加日程第5、選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、

総務文教常任委員会委員に、

渡 邊 裕 治 議員      平 形 玉 緒 議員

後 藤      肇 議員      平 形 富二夫 議員

山 口 英 司 議員

農林建設常任委員会委員に、

唐 澤 徳 治 議員      松 井 陽 威 議員

飯 塚 武 久 議員      後 藤 明 宏 議員

佐藤晴夫議員

を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会委員並びに農林建設常任委員会委員はただいま指名のとおりに選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

再開時間は追って連絡します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時32分

○議長（山口英司君） 再開します。

ただいまの休憩中に総務文教常任委員会並びに農林建設常任委員会が開催され、それぞれ委員長及び副委員長が決定しましたので、報告します。

総務文教常任委員会

委員長 後藤 肇 議員

副委員長 平 形 富二夫 議員

農林建設常任委員会

委員長 佐藤 晴夫 議員

副委員長 飯塚 武久 議員

以上のとおりです。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（山口英司君） 追加日程第6、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、

飯塚 武久 議員      後藤 明宏 議員  
佐藤 晴夫 議員      後藤 肇 議員  
平形 富二夫 議員

を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はただいま指名のとおり選任することに決定しました。

---

#### ◎議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（山口英司君） 追加日程第7、発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議会広報は議会の活動を住民に知らせ、開かれた議会とするためにも欠くことのできないものであり、その重要性は言うまでもありません。高山村議会では、平成14年1月より議会単独で広報を発行することとしています。この際、議会広報の編集に関することについては、5人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報の編集に関することについては、5人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

---

#### ◎議会広報編集特別委員会委員の選任について

○議長（山口英司君） 追加日程第8、選任第3号 議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、

渡 邊 裕 治 議員      平 形 玉 緒 議員  
唐 澤 徳 治 議員      松 井 陽 威 議員  
飯 塚 武 久 議員

を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会委員はただいま指名のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開時間は追って連絡します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時57分

○議長（山口英司君） 再開します。

ただいまの休憩中に議会運営委員会並びに議会広報編集特別委員会が開催され、それぞれ委員長及び副委員長が決定しましたので、報告します。

議会運営委員会

委員長 後 藤 明 宏 議員

副委員長 後 藤 肇 議員

議会広報編集特別委員会

委員長 松 井 陽 威 議員

副委員長 唐 澤 徳 治 議員

以上のとおりです。

---

#### ◎吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（山口英司君） 追加日程第9、選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙を

行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に私、山口英司を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山口英司を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、私、山口英司が吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選しました。

---

#### ◎吾妻環境施設組合議会議員の選挙について

○議長（山口英司君） 追加日程第10、選挙第4号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

吾妻環境施設組合議会議員に私、山口英司を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山口英司を吾妻環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、私、山口英司が吾妻環境施設組合議会議員に当選しました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、選挙

○議長（山口英司君） 追加日程第11、同意第1号 高山村監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、平形富二夫議員の退場を求めます。

〔9番 平形富二夫君退席〕

○議長（山口英司君） 本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村監査委員の選任について、説明を申し上げます。

地方自治法の規定により、市町村の監査委員は2人で、識見を有する者及び議員のうちから選任するものとされております。

議会選出の監査委員の任期は議員の任期とされており、前議会選出の監査委員は4月30日をもって任期満了となっております。よって、新たな議会選出の監査委員には、平形富二夫議員が適任であると考え選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号 高山村監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口英司君） ただいま出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、渡邊裕治議員、2番、平形玉緒議員、3番、唐澤徳治議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は「反対」とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（山口英司君） 順次出ていただいて構いません。

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（山口英司君） 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 8 票

反対 0 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

平形富二夫議員の入場を許可します。

〔議場開鎖〕

〔9 番 平形富二夫君復席〕

---

### ◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 追加日程第12、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

承認第 1 号につきましては、上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日に施行されたことにより、高山村税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和 5 年 3 月 31 日に専決処分を行いましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容については税務会計課長に説明させますので、ご承認くださいますようよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） お世話になります。

それでは、私より、高山村税条例の一部改正の専決処分の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書は12ページ、新旧対照表、1ページからご覧ください。

まず、第46条、第48条、第50条、第98条及び第101条の改正について説明いたします。

この改正につきましては、施行規則様式の新設に伴う改正です。

具体的には、個人住民税の特別徴収、法人住民税、たばこ税の徴収に関する納入書にQRコードが導入されるものと、それに伴った規定の整備でございます。

次に、附則第8条について説明いたします。

この改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に関する課税の特例が令和9年度まで延長されたことによる改正でございます。

次に、附則第10条について説明いたします。

この改正につきましては、令和3年度改正における地方税法附則第64条を削る改正規定の施行に伴う規定の整備でございます。

この地方税法附則第64条につきましては、先端設備等の導入につきまして、基準を満たした場合に、その設備につきまして、3年間固定資産税がゼロに軽減されるものでございます。

次に、附則第10条の2の改正について説明いたします。

令和5年3月31日まで、先端設備導入計画に基づく施設設備の導入や、心身障害者を多数雇用する事業所の建物などに対する固定資産税の軽減措置が行われてまいりました。その措置が終了したことによる項の削除や項ずれの修正でございます。

次に、附則第10条の3について説明いたします。

これは、令和5年4月1日から、マンションの長寿命化工事が実施された場合に、その翌年度に課税される建物部分の固定資産税を軽減する制度ができたことによる改正でございます。

高山村につきましては、当該施設はございませんが、国の準則どおり全て条例のほうは設定しておりますので、合わせて今回も設定するよう追加いたしましたものでございます。

次に、附則第10条の4、第10条の5、第10条の6について説明いたします。

こちらは、熊本地震及び平成30年7月豪雨により、住宅用地の特例を受けていた土地が被災により住宅を解体し、やむを得ない事情により建て替えが遅れている場合、固定資産税が

解体前と同様に住宅用地として課税されております。この特例措置の適用が令和6年度まで延長されたことによる改正でございます。また、令和2年7月豪雨に対する同様の軽減も、今回新設されたものでございます。

高山村では該当がございませんが、前条と同様に、国の示す準則に合わせて今回修正するものでございます。

次に、附則第15条の2、第15条の2の2、第15条の2の3、第15条の2の6について説明いたします。

これは、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に、自家用の軽自動車を取得した場合、軽自動車税の環境性能割が非課税となっておりました。臨時的な軽減措置の対象期間が終了したため、該当する第15条の2及び第15条の6を削除し、その削除に伴い、条項のずれを改正するものでございます。

次に、附則第16条及び第16条の2について説明いたします。

営業用の軽自動車は種別に応じて軽減されておりますが、特例期間が令和5年3月31日までだったものが、今回の改正により延長されました。75%と50%軽減が3年間、25%軽減は2年間延長されるものでございます。

また、条文中の表現を変えたことによる項ずれ、附則第16条の改正に伴う規定の整備を反映させる改正でございます。

続きまして、附則第17条の2について説明いたします。

所有期間が5年を超える土地を、国・県・村などに優良住宅地の造成等のために譲渡した場合に限り、その所得に対する税率が軽減されます。その対象期間が令和8年度まで延長されたことに伴う改正でございます。

最後に、施行期日及び経過措置について説明いたします。

この条例の施行期日は、提案理由にもありまして令和5年4月1日でございます。

経過措置ですが、固定資産税につきましては、新条例は令和5年度以降の分に適用し、令和4年度分までは改正前の条例が適用されます。

また、先端設備導入計画に関する対象資産がリース契約を行っていた場合、適用期間令和5年3月31日までに引渡しを受けた場合も、改正前の条例が適用されるものでございます。

軽自動車税につきましては、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたものに対する環境性能割の課税は、改正前の条例が適用されるものでございます。また、種別割については、固定資産税同様に新条例の適用は令和5年度分からとなります。

以上で説明のほうは終わらせていただきます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 追加日程第13、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

承認第2号につきましては、上位法令である地方税法施行令の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和5年3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容については税務会計課長に説明させますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より、高山村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の内容につきましてご説明申し上げます。

先ほどの提案理由にもありましたとおり、今回の改正は、上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書は19ページ、新旧対照表19ページからご覧ください。

まず、第2条第3項の改正について説明いたします。

国民健康保険税では、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの合計額を賦課しているものでございます。そのうち、後期高齢者支援金分の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

次に、第23条について説明いたします。

国民健康保険税では、低所得者世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減を行っております。今回の改正では、軽減判定所得の算定式の見直しが行われました。5割軽減の算定式では所得28万5,000円だった部分が29万円に、2割軽減では52万円だった部分が53万5,000円に改正されたものでございます。

次に、第23条の2について説明いたします。

この改正につきましては、新旧対照表に記載がございますとおり、第24条の改正に伴い、第23条の2中の第24条の2を第24条の2第1項に改め、条項のずれを修正するものでございます。

次に、第24条の2第2項についてでございますが、国民健康保険税では、雇用や倒産などで職を失った失業者が、在職中と同程度の負担で医療保険に加入することができる軽減制度がございます。今回の改正は、その届出の際に提示すべき書類として、雇用保険受給資格通知が追加されたものでございます。

最後に、その他の改正についてでございますが、その他の改正につきましては新旧対照表にもございますとおり、各規定の適正化によるもので、その条項を修正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 追加日程第14、議案第1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に416万5,000円を追加し、予算総額を30億1,913万6,000円とするものでございます。

補正の内容ですが、子育て世帯生活支援特別給付金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、増額をお願いするものとなります。

最初に、子育て世帯生活支援特別給付金事業ですが、国の方針により、低所得者の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金として児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

本年4月に事業実施通知がなされ、可能な限り5月末までに支給するように求められていることから、今回補正をお願いするものでございます。

事業費の総額は284万5,000円と見込んでおり、その金額は、国から補助金として交付されることとなっております。



次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですが、新型コロナウイルスは5月8日から感染症法上の区分が2類から5類へと改められたところがございますが、令和5年度もワクチン接種を継続することとされました。従来のワクチン接種情報は、システム管理しているところであり、今回の継続接種によりシステム改修の必要があることから、補正をお願いするものでございます。

こちらの事業費の総額は、132万円と見込んでおります。こちらもその全額が国からの補助金として交付されることとなっております。

以上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 昨日も保健みらい課長から説明いただきまして、内容的には分かっておるんですけど、受給者が50名ということで、この世帯数と、今回で3回目ということで、これの3回の増減といいますか、推移の数などが分かればお願いしたいと思います。

○議長（山口英司君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） この世帯数につきましては、これからこの補正予算が通って、システム改修をして、それから正確な世帯数が出るということですので、正直今のところ、その正確な世帯数は把握してございません。

ですが、昨年度から見ますと、今回3年目になるんですけども、正確な世帯数は今、手持ち資料がないんですけども、人数にしてみると35人が令和4年度では支給になっているということでございます。

今後、出産する方とか、また新たに非課税世帯の対象になる方などがいた場合、対応できるよう、今回50人分の予算を見込んでおるということでございます。

以上です。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 子育てをされている方は非常によい資金じゃないかと思っておりますので、よく説明をしていただいて配付をお願いできればありがたいかなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（山口英司君） 追加日程第15、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（山口英司君） 追加日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（山口英司君） これで本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和5年第2回高山村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員